兵庫県立長田高等学校創立100周年記念事業

「（仮称）100周年記念会館」設計監理業務プロポーザル選定委員会設置要綱

（目的）

第１　この要綱は、兵庫県立長田高等学校創立100周年記念事業「（仮称）100周年記念会館」設計監理業務プロポーザル募集要綱第６に基づき兵庫県立長田高等学校創立100周年記念事業推進協議会会長が設置する「（仮称）100周年記念会館」設計監理業務プロポーザル選定委員会に関して必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２　委員会は、以下に掲げる事項を所掌する。

（１）企画提案書の評価及び最優秀の企画提案書の特定

（２）その他企画提案競技の実施に関すること

（組織）

第３　委員会は、別表１に掲げる委員で組織する。

（委員長）

第４　委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長は、会の業務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　委員長及び副委員長にともに事故があるとき、又は委員長及び副委員長がともに欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第５　委員会は、会議方式によって開催する。

２　委員会は、委員長が招集する。

３　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

なお、委員がやむを得ない事情により出席できないときは、選定委員会に付議される事項につき、委員長を通じて書面により意見を提出することができる。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

５　委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

６　会議にあたっては、企画提案書の評価及び最優秀の企画提案書の特定の経過等を具体的に記載した議事録を作成する。

（庶務）

第６　委員会の庶務は、兵庫県立長田高等学校創立100周年記念事業推進協議会事務局において処理する。

（補則）

第７　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

１　この要綱は平成30年２月５日から施行する。

（別表　１）

委員会委員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 職　名 |
| 委員長 | 三　宗　司　郎 | 兵庫県立長田高等学校創立100周年記念事業推進協議会会長（神撫会理事長） |
| 副委員長 | 小　山　智　久 | 兵庫県立長田高等学校創立100周年記念事業推進協議会副会長（兵庫県立長田高等学校校長） |
| 委員 | 吉　川　直　人 | 兵庫県立長田高等学校創立100周年記念事業推進協議会副会長（兵庫県立長田高等学校ＰＴＡ会長） |
| 委員 | 谷　　　和　義 | 兵庫県立長田高等学校創立100周年記念事業推進協議会副会長（神撫会副理事長(企画調整担当)） |
| 委員 | 藤　浪　芳　子 | 兵庫県立長田高等学校創立100周年記念事業推進協議会副会長（神撫会副理事長(財務担当)） |
| 委員 | 石　井　孝　一 | 兵庫県立長田高等学校創立100周年記念事業推進協議会企画調整委員会委員長（神撫会常務理事） |